

拠点地区進出貸付のご案内

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」 の規定に基づき指定した拠点地区への進出を支援します

1 融資対象者

拠点地区に進出する方で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方

- (1) 県から、国際経済地区における国際経済交流事業、工場立地促進地区における工場立地事業、都市再生高度業務地区における高度業務事業、既存未利用地等再生促進地区における再活性化事業に該当する確認を受けた方
- (2) 県内常用雇用者を11人（研究所では5人）以上雇用する方
ただし、促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、北播磨地域（西脇市及び多可町）、中播磨地域（神河町）及び西播磨地域（赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町及び佐用町）内においては、県内常用雇用者を6人（研究所では5人）以上雇用する方

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 100億円 かつ、融資対象事業費の80%
融資利率	年0.75%（固定利率）
融資期間	15年以内（うち据置2年以内）
資金使途	「拠点地区」への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む）
保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	必要に応じて保証を付ける （ただし、保証限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円）
ポイント	(1) 融資を受けるには、 <u>立地促進事業等に該当する旨の知事の確認結果通知書(写)及び対象事業確認結果通知書(写)が必要です。</u> (2) 立地促進事業等の確認を受けた方については、中小企業者に限らず、融資対象となります。 なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることができます。 (3) 「立地促進事業等の確認」、「拠点地区」、「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に関することにつきましては、兵庫県産業労働部産業立地室に問い合わせてください。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎ 078-362-3321
同産業立地室 ☎ 078-362-4154

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。